

公立野辺地病院 給食業務委託 公募型プロポーザル実施要領

本要領は、「公立野辺地病院給食業務委託」に係る公募型プロポーザルを下記のとおり実施する。

1 事業概要

(1) 業務名

公立野辺地病院給食業務委託

(2) 業務の目的

当院で治療中の患者へ、医療の一環として患者一人ひとりの病態等に応じた適切な食事を準備し、衛生的かつ安全に、安定的に給食を提供することを目的とする。

(3) 業務内容

別紙「公立野辺地病院給食業務委託仕様書」に示すとおりとする。

(4) 業務期間

令和4年10月1日から令和5年3月31日まで

※期間満了後 協議により、再契約を締結することがある。

(5) 業務場所

青森県上北郡野辺地町字鳴沢9番地12

公立野辺地病院

2 参加資格

参加できる者は、次に掲げる要件のすべてに該当するものとする。

【基本的要件】

- (1) 仕様書の内容を満たし、誠実に業務を行える者。
- (2) 日本国内において病院給食業務を運営している実績を有し、必要な有資格者を配置できる者であること。
- (3) 法人設立後20年以上経過しており、給食業務の良好な運営実績を有すること、また募集の趣旨を鑑み、十分な経験、実績を有していること。
- (4) 国税又は地方税の未納、滞納がないこと。
- (5) 食品衛生法による営業の許可を有しており、過去5年間以内において食品衛生法に規定する罰則を受けておらず、かつ、食中毒等による営業停止処分を受けていないこと。
- (6) 北部上北広域事務組合及び構成町村から、一般競争入札参加停止措置及び指名停止措置を、当該募集要綱公告及びプレゼンテーション実施日に受けていないこと。
- (7) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (8) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立てをしている者(更生手続開始の定を受けている者を除く。)又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく更生手続開始の申立てをしている者(再生手続開始の決定を受けている者を除く。)でないこと。
- (9) プロポーザルに参加を希望する業者は、単独の事業者であること。
- (10) 医療法施行規則第9条の10を満たす受託事業者であること。

3 参加申込・必要書類等

(1) 参加申込みをする者は、参加申込書等の資料を下記の期日までに持参すること。

提出締切日 令和 4年 6月16日(木) 17:00 まで

提出先 公立野辺地病院 5階 総務課 担当：久保・村中

TEL 0175-64-3211

※下記3、6、7、8、9の書類を参加申込書に添付してください。

<企画提案書及びプレゼンテーション資料>

	提出書類の名称	様式	提出部数
1	質問書	様式1	1部
2	参加申込書	様式2	1部
3	会社案内、概要書	任意・A4	正本1部 副本10部
4	企画提案書	任意・A4	
5	見積書	任意・A4	
6	医療関連サービスマーク認定証書の写し	A4	
7	納税証明書	A4	1部
8	登記簿謄本	A4	1部
9	印鑑証明書	A4	1部

作成要領及び留意事項

1. 提出書類の内、様式があるものはこれを使用すること。
2. 既製の資料等については様式を問わない。
3. 提出書類(番号3~6)は、原則縦左綴じにして提出してください。添付資料がある場合は、出来る限り一連で綴じること。
4. 企画提案書は、受け付け後の追加及び修正を認めません。
5. 見積金額は、全て税抜きで、月額、年額及び契約期間の総額がわかるように記載のこと。また、業務遂行体制や単価・諸経費など積算根拠を明示すること。
6. 提出書類以外に、審査に必要な書類の提出を求める場合があります。
7. 提出された書類に虚偽の内容が記載されている場合は無効とします。

(2) 企画提案書に記載する内容

- ① 給食業務に対する理解・体制
- ② 安全衛生管理
- ③ 危機管理
- ④ 病院との連携
- ⑤ 業務運営体制
- ⑥ その他、独自の取組み等
- ⑦ 見積書

4 質疑・応答

- (1) 口頭又は電話による質問は受け付けない。
- (2) 別添の様式（様式1）により質問書を提出すること。
- (3) 質問書は、質問の有無にかかわらず提出

5 プロポーザル方式による審査

- (1) 実施場所
公立野辺地病院 中央棟3階会議室
- (2) 実施形式
「公募型プロポーザル方式」とする。
- (3) プレゼンテーションの実施方法
 - ①時間配分は、プレゼンテーション（10分以内）、全体を通じての質疑応答（10分程度）とし、1社20分程度とします。
 - ②その他、プレゼンテーションに使用されるOA機器について、プロジェクター（ケーブルを含む）、スクリーン、テーブル、椅子等は当院にて準備しますが、パソコン等必要なものは持参のこと。
- (4) 審査の実施方法（予定）
 - ①提出書類（見積書、企画提案書）及びプレゼンテーションの内容について、総合的に審査する。
 - ②各審査員の審査結果を集計後、1社を決定する。
 - ③審査の結果、最高の評価点が同点で2社以上ある場合は、審査員による協議にて決定する。
 - ④審査は、7人（予定）が行なう。
- (5) 参加者が一社となった場合もプロポーザル審査を実施する。

6 審査結果の通知

令和4年7月中旬を目途に、全ての参加者に書面にて通知する。

7 無効となるプロポーザル

次のいずれかに該当する場合は、提案を無効とする。

- ①提出期限内に提出書類が提出されなかった場合
- ②提出書類に虚偽の記載をした場合
- ③会社更生法の適用を申請するなど、契約の履行が困難と認められる事態に至った場合
- ④審査の公平性に影響を与える行為を行なった場合
- ⑤公共事業に関して違法行為等により指名停止などの処分を受けている場合
- ⑥その他、当該要領に基づいていない場合

8 スケジュール

内 容	期 日 等
ホームページ等からの公告、公募	令和4年 6月 2日 (木)
参加等に係る質問書提出期限	令和4年 6月 9日 (木)
参加申込書提出期限	令和4年 6月16日 (木)
プレゼン参加依頼文書発送	令和4年 6月17日 (金)
企画提案書提出期限	令和4年 6月30日 (木)
プレゼンテーション・審査	令和4年 7月 6日 (水)
審査結果通知	令和4年 7月 7日 (木)

9 その他

- ① 企画提案書の作成及び提出に関する費用は、それぞれの提案者の負担とする。
- ② 公立野辺地病院から提示した資料については、応募に係る検討以外の目的で使用してはならない。
- ③ 企画提案書の著作権は、それぞれの制作者に帰属するが、選定を行う作業に必要な範囲で無断・無償で複製を作成することがある。なお、採用された企画提案書の著作権は当院に帰属するものとする。
- ④ 提出された企画提案書は返却しない。
- ⑤ 提出書類の提出をもって、提出者は仕様内容他の記載事項を承諾したものとする。
- ⑥ 今後予想される一連の委託業務に際しては、企画提案書に記載された内容の変更は認められない。ただし、当院がやむを得ないと認めた場合はこの限りではない。
- ⑦ 審査結果に関する異議申し立ては受け付けない。